

一般社団法人 日本助産学会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本助産学会（以下、本学会という）と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本学会は、助産学に関する研究の推進・知識の普及により助産学の発展をはかり、我が国の母子保健の向上に寄与し、国際連帯を持って人類の健康と福祉に資することを目的とする。

(規律)

第4条 本学会は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成に努めるものとする。

(目的事業)

第5条 本学会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
 - (2) 学会誌等の発行
 - (3) 助産学に関する研究及び調査
 - (4) 学術奨励事業
 - (5) 助産ガイドラインの作成・普及
 - (6) 国内外の関連機関・団体との協力及び連携
 - (7) 母子とその家族及び女性の健康と福祉に貢献するための社会活動
 - (8) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(公告)

第6条 本学会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第7条 本学会は、理事会及び監事を置く。

(事業年度)

第8条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第9条 本学会の会員は、次の5種とする。

- (1) 普通会員 本学会の目的に賛同し、助産師免許を有し、かつ助産学に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (2) 特別会員 本学会の目的に賛同し、保健医療及び助産学の関連領域に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (3) 賛助会員 本学会の目的に賛同する個人または団体をいう。
- (4) 学生会員 本学会の目的に賛同し看護師・助産師免許を取得できる課程に在籍している個人であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (5) 名誉会員 本学会の発展に多大な寄与をした会員の中から、社員総会において別に定める規程に基づき理事会により推薦され、理事会の承認を得た者をいう。

(入会)

第10条 普通会員及び特別会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 学生会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、同時に在籍する助産師教育課程の有効な学生証を提示し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第11条 本学会の会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額については、社員総会の議決により会員規程に定める。
- 3 学生会員は学生会員資格継続のために、毎年本法人の指定の期日までに学生証の提示を事務局に対し行なった上で会費を納入しなければならない。
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、名誉会員は会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、または団体である会員が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納した後、本学会から督促があっても1か月間滞納金額の納付がないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第13条 普通会員、特別会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員本人に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本学会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員本人に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本学会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社 員

(代議員制の採用)

- 第16条** 本学会の社員は、代議員をもってこれにあてる。
- 代議員を選出するために別に理事会が定める規程により、普通会員による代議員選挙を行う。
 - 本学会は代議員を普通会員25名に1人の割合で置く。
 - 本条第2項の代議員選挙において、普通会員は等しく選挙代議員を選挙する権利を有し、また代議員に立候補する権利も有する。
 - 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。
 - 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
 - その他、定めのない事項については理事会で定めた規程に基づくものとする。

(任期)

- 第17条** 代議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、連続して3期までとする。
- 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（2006年法律第48号。以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
 - 代議員の辞任または死亡等によりに欠員を生じたときは、代議員選挙における地区別得票順位名簿の中から次点者が残任期間その任に当たるものとする。

(社員資格の喪失)

- 第18条** 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- 退社したとき。
 - 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - 会員資格を喪失したとき。
 - 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(種類)

- 第19条** 本学会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第20条** 社員総会は、社員をもって構成する。

- 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

- 第21条** 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。
- 社員総会は、次の事項を議決する。
- 役員を選任及び解任
 - 定款の変更
 - 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 入会の基準並びに会費の金額
 - 会員の除名及び社員の除名
 - 解散
 - 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃

止

- 理事会において社員総会に付議した事項
 - 本学会運営上の重要事項として理事会において社員総会に付議した事項
 - 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 前項にかかわらず、個々の社員総会において法人法第39条第4項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。ただし、法人法第63条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。

(開催)

- 第22条** 定時社員総会は理事会の決議に基づき理事長が招集し、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

- 第23条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りではない。
 - 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第24条** 社員総会の議長は、理事長がそれに当たる。

(定足数)

- 第25条** 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第26条** 社員総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

- 第27条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 日時及び場所
 - 普通会員の現在員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - 審議事項及び議決事項
 - 議事の経過の概要及びその結果
 - 議事録署名人の選任に関する事項
- 議事録の承認は、議長及びその社員総会において選出された議事

録署名2名以上が、署名・押印をしなければならない。

(社員総会規則)

第28条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第29条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 20名以内(理事長・副理事長を含む)
- (4) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 監事は、本学会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記申請しなければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本学会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事長が本学会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。また、理事長若しくは副理事長に事故があるとき、又は理事長若しくは副理事長が欠けたときは、理事会において、理事長又は副理事長を選定する。
- 5 理事は、本学会の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長及び理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本学会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をする必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に

違反するおそれがある場合において、その行為によって本学会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して3期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期までとする。

3 理事、監事が辞任した時は、別途定める規程により選出した理事、監事の次点者がその残任期間に当たるものとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第34条 役員を、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本学会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本学会との取引
- (3) 本学会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本学会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本学会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解任
- (6) 会員の入会の可否
- (7) その他法令に定めのある事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本学会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から、理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 学会総会

(学会総会の種類)

第44条 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。

(学会総会の構成)

第45条 学会総会は、普通会員をもって組織する。

(学会総会の権限)

第46条 学会総会は、本学会の事業計画、収支予算並びに本学会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を述べる。

(学会総会の開催)

第47条 定時学会総会は、理事長が招集し、毎年1回開催する。

ただし、定款第33条1項及び2項に規定される理事・監事任期の最終の事業年度に関する定時学会総会については、前期の理事長が召集し、前期の理事・監事が報告、説明の任に当たる。

- 2 臨時学会総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 開催についての理事会の議決があったとき
- (2) 普通会員現在数の5分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から招集請求があったとき

第8章 学術集会

(学術集会会長の選任)

第48条 本学会に学術集会会長を置く。

- 2 学術集会会長は、理事会が普通会員の中から推薦し、社員総会の承認を得る。

(学術集会会長の任期)

第49条 学術集会会長の任期は前条第2項で規定する選任の日から、当該学術集会終了までとする。

(学術集会会長の職務)

第50条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

- 2 学術集会会長は、理事会に出席することができる。

(学術集会の開催)

第51条 学術集会は、毎年1回開催する。

- 2 学術集会会長は、学術集会の運営及び演題の選定等について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、学術集会企画委員会を組織する。

第9章 基金

(基金の拠出)

第52条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第53条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第54条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第55条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第56条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第57条 本学会の財産は理事長が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本学会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

- 第60条** 本学会は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。
- 2 会員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第61条** この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

- 第62条** 本学会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第63条** 本学会は、法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第64条** 本学会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により本学会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 開示請求

(普通会员の開示請求権)

- 第65条** 普通会员は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の

権利（合併契約等の閲覧等）

第13章 委員会

(委員会の設置等)

- 第66条** 本学会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第14章 表彰制度

(表彰制度の種類)

- 第67条** 本学会は、本学会の発展に貢献あるいは学術領域において優れた業績があったと認められる学会員の表彰および助産実践の開発に貢献があったと認められる学会員を表彰することができる。
- 2 表彰の種類は次の3種とする。
 - (1) 日本助産学会功労賞
 - (2) 日本助産学会学術賞
 - (3) 日本助産学会奨励賞

第15章 事務局

(設置等)

- 第68条** 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

- 第69条** 主たる事務所には、常に次に掲げる一般の閲覧に供する帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前項の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
 - (12) 官公署往復書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第70条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第16章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第70条** 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第71条** 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に

定める。

第 17 章 補 則

(委任)

第 72 条 この定款に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1. この定款は、2010年3月20日から施行する。
2. この定款は、2011年7月24日から施行する。
3. この定款は、2012年4月30日から施行する。
4. この定款は、2013年4月30日から施行する。
5. この定款は、2014年3月21日から施行する。
6. この定款は、2015年3月27日から施行する。
7. この定款は、2017年3月17日から施行する。
8. この定款は、2021年3月19日から施行する。
8. この定款は、2024年2月1日から施行する。

